

令和4年度 指導結果

| 施設名(運営主体) | 文書で改善を求める内容 | 指導実施日等 | 改善状況 |
|--|---|-----------|-------------------------|
| 【北区】 | | | |
| フレームの家 ((株式会社)サンセッション) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年6月28日 | — |
| 放課後等デイサービス 音希 ((特非)音希) | <p>1児童発達支援管理責任者について 児童発達支援管理責任者の1人以上は、専任かつ常勤でなければならないが、当該事業所の児童発達支援管理責任者が他の事業所において勤務している時間があることを確認したため、適切に配置すること。</p> <p>2児童指導員等加配加算について 指定放課後デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している月があった。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> <p>3質の評価及び改善内容の公表について 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、おおむね1年に1回以上、指定放課後デイサービスの質の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、その公表方法及び公表内容を子ども家庭支援課に届け出ること。</p> | 令和4年7月19日 | 1 改善済 2 改善済 3 改善済 |
| 発達支援ステーション そらつく ((特非)そらつく) | <p>欠席時対応加算について 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児があらかじめ当該事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合において、児童発達支援事業者等従事者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に所定単位数を加算できるが、要件を満たしていないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> | 令和4年8月30日 | 改善済 |
| 放課後等デイサービス もうひとつのきぼう ((一社)SMILE LIVING) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年9月7日 | — |

| 施設名(運営主体) | 文書で改善を求める内容 | 指導実施日等 | 改善状況 |
|------------------------------|--|------------|-------|
| 児童発達支援事業所 ひろば ((特非)福祉広場) | 開所時間減算について 運営規程等に定める営業時間が4時間以上6時間未満の場合は、所定単位数に100分の85を乗じて得た額を算定することとされているが、当該事業所において、適切に減算されていない事例が確認された。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 | 令和4年9月15日 | 改善済 |
| 通所支援事業所山の家 ((福)京都さつき会) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年9月22日 | — |
| 放課後等デイサービス ハーブ ((株式)ISC) | 専門的支援加算について 指定放課後デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する旨を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している月があった。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 | 令和4年10月13日 | 改善済 |
| そらいろチルドレン ((一社)くじら雲) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年10月19日 | — |
| セカンド ((同)I&I) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年11月1日 | — |
| 視覚支援あいあい教室 ((福)京都ライトハウス) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和5年1月19日 | — |
| 放課後等デイサービス 白ひげの家 ((特非)友愛) | 1適正な人員配置について 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号。京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条において引用する省令。以下「基準省令」という。)」第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者については、管理者の一元的な管理及び指揮命令の下でサービスの提供を行うこととされており、事業者と従業者との間には適正な労働契約(労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって成立する契約)に基づく雇用関係があることが前提であるところ、対象事業所の従業者1名について、雇用関係がないことを確認した。 については、当該従業者は指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者とは認められないため、労働関係法令に基づく適正な労働契約を締結したうえで配置すること。 | 令和5年3月16日 | 1 改善済 |

| 施設名(運営主体) | 文書で改善を求める内容 | 指導実施日等 | 改善状況 |
|------------------------------|---|-----------|-----------------|
| 放課後等デイサービス 白ひげの家 ((特非)友愛) | <p>2勤務体制の確保について 利用児童に対する適切なサービスの提供ができるよう、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならないとされているところ、適切に行われていないことを確認した。 については、次に掲げる措置を講じること。 (1) サービスの提供時間を通じて基準省令に定める人員の配置が確保できるよう、あらかじめ月ごとに勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別を明確にするとともに、その内容について従業員全員に周知すること。 (2) 管理者及び従業員の勤務実績を適正に把握するため、タイムカード等客観的な手法により、従業員の日々の始業時刻及び終業時刻を確認し、記録すること。なお、法人役員を兼務する者についても、人員配置基準を満たすことの挙証資料として、同様に記録すること。 (3) 貴法人が運営する移動支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、事業所ごとに必要とされる従業員を確保するとともに、上記(1)及び(2)について、事業所ごとの勤務体制を明確にし、記録すること。なお、従業員が両事業所を兼務する場合は、各事業所における勤務時間の記録を別に行うこと。</p> <p>3業務管理体制及び適正な事業運営体制の整備について 指定放課後等デイサービス事業者は、法令等を遵守し、適正に事業運営を行わなければならないにもかかわらず、監査において事実と異なる内容の答弁や資料の提出を行う等、誠実とは言えない対応を行ったことは、事業者として不適切な対応であり、法令遵守の意識が低いと言わざるを得ない。 また、管理者は、法令遵守責任者にも選任されているが、制度についての理解が不十分であり、法令遵守のための取組が十分に実施できていないことを確認した。 については、次に掲げる措置を講じること。 (1) 法令遵守責任者としての資質及び能力を有し、かつ職責を全うできる者を選任すること。 (2) 従業員に対して法及び基準省令をはじめとする法令を遵守させるための研修を実施すること。 (3) 適正に事業運営できるよう不正や誤謬の発生を未然に防止するための体制の整備及び事務構築を行うこと。</p> | 令和5年3月16日 | 2 改善済 3 改善予定 |

【上京区】

| | | | |
|----------------------------|---|-----------|-----|
| 放課後等デイサービス ぴあの ((株式)小西) | <p>家庭連携加算について 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等従業員が、個別支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児の及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> | 令和4年7月14日 | 改善済 |
|----------------------------|---|-----------|-----|

| 施設名(運営主体) | 文書で改善を求める内容 | 指導実施日等 | 改善状況 |
|-------------------------------------|---|------------|-----------------|
| 児童発達支援事業所 御所ひろば ((特非)福祉広場) | 開所時間減算について 運営規程等に定める営業時間が4時間以上6時間未満の場合は、所定単位数に100分の85を乗じて得た額を算定することとされているが、当該事業所において、適切に減算されていない事例が確認された。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 | 令和4年9月14日 | 改善済 |
| 放課後等デイサービスHARU西陣 ((株式会社)Billion) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年11月24日 | — |
| アットすまいる御所西 ((株式会社)KMCライフ) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年12月8日 | — |
| さんりん舎 ((株式会社)太陽と大地乃子) | 1欠席時対応加算(Ⅰ)について 障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録すること。 2送迎加算について 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、その居宅等又は当該障害児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位を加算できるが、実際の送迎回数を上回る回数で当該加算を算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 | 令和4年12月14日 | 1 改善予定 2 改善済 |

【左京区】

| | | | |
|--------------------------------------|------------------|-----------|---|
| スパーク京都左京店 ((株式会社)東山) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年6月22日 | — |
| 放課後等デイサービス きぼう ((一社)SMILE LIVING) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年9月6日 | — |

| 施設名(運営主体) | 文書で改善を求める内容 | 指導実施日等 | 改善状況 |
|-----------------------------------|---|------------|----------------------------------|
| 放課後等デイサービス プレザント (プレザント(株式)) | <p>1従業者の員数について 指定放課後等デイサービスの提供時間を通じて、児童指導員又は保育士を障害児の数(実利用者数)に応じて必要数確保されるよう配置すること。 なお、指定放課後等デイサービス事業所等における従業者の員数が、指定通所基準の規定により配置すべき員数を下回っている期間については、人員欠如減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> <p>2個別支援計画の作成等について 個別支援計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うとともに、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> <p>3質の評価及び改善内容の公表について 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、おおむね1年に1回以上、指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、その公表方法及び公表内容を京都市に届け出ることとされているが、当該事業所において、質の評価及び改善内容の公表が適切に行われてなかったことを確認した。 については、質の評価及び改善内容が未公表の場合の減算に該当するため、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> | 令和4年11月9日 | <p>1 改善済 2 改善済 3 改善済</p> |
| アットすまいる北山松ヶ崎 (株式会社)KMCライフ | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年12月1日 | — |
| こどもサポート教室「きらり」出町柳校 (株式会社)クラ・ゼミ | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年12月13日 | — |
| このこのアート 白川 (マコム・プランニング(株式)) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和5年2月27日 | — |
| NEXT SCHOOL (一社)地域スポーツ研究会 | <p>個別支援計画の作成等について 個別支援計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うとともに、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> | 令和5年3月1日 | 改善済 |

| 施設名(運営主体) | 文書で改善を求める内容 | 指導実施日等 | 改善状況 |
|----------------------------------|--|------------|----------------|
| 【中京区】 | | | |
| パンダアカデミーきょうと ((株)MARRAIN) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年7月6日 | — |
| ジュニアスペース・らいぶ堀川三条 ((株)スカイ) | 1 従業者の員数について 児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならないところ、他の事業所と兼務していることが確認された。 については、事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達する児童指導員又は保育士を1人以上配置すること。 2 個別支援計画の作成等について 個別支援計画の見直しが行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うとともに、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 | 令和4年10月13日 | 1 改善済 2 改善済 |
| こどもの杜広場のびのび ((特非)国際医療支援機構) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年10月20日 | — |
| ウッドワン・デイサービス2 ((株)市木工務店) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年11月2日 | — |
| パンダアカデミーきょうと御所南校 ((株)MARRAIN) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和5年2月1日 | — |
| まーぶるにじょう ((特非)まーぶる) | 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)について 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして京都市に届け出た指定放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 | 令和5年2月15日 | 改善済 |
| 【山科区】 | | | |
| funwari (plus f(株)) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年7月13日 | — |
| スパーク京都山科店 ((株)東山) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年8月25日 | — |

| 施設名(運営主体) | 文書で改善を求める内容 | 指導実施日等 | 改善状況 |
|--------------------------------|--|------------|------|
| 放課後等デイサービス まほうの木 ((株)TLP) | 児童発達支援管理責任者について 児童発達支援管理責任者は、一人以上は専任かつ常勤で配置することとしているが、児童発達支援管理責任者のみなし配置期間が終了しているにもかかわらず、そのまま配置していることを確認した。 については、早急に資格要件を満たした児童発達支援管理責任者を事業所に配置すること。 | 令和4年12月15日 | 改善済 |
| 放課後等デイサービス ワンダー ((株)はるか) | 従業員の員数について 児童指導員又は保育士について、一人以上は常勤でなければならないところ、配置されていない期間があることを確認したため、適切に配置すること。 | 令和5年1月12日 | 改善済 |
| 放課後等デイサービス ヴェインテ ((福)福朗) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和5年1月12日 | — |
| 洛和山科小山児童園でてく親子教室 ((福)洛和福祉会) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和5年2月8日 | — |

【下京区】

| | | | |
|---|---|-----------|-----|
| LITALICOジュニア烏丸教室 ((株)LITALICOパートナーズ) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年8月24日 | — |
| 放課後等デイサービス こまち ((株)銭形) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和5年1月11日 | — |
| にじの輪 ((同)ナースケア虹) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和5年1月25日 | — |
| Premiumcare CODOMODU S みやび ((特非)ラマモンソレイユ) | 最低賃金について 職員の賃金は、京都府最低賃金額以上の額で計算し、支給すること。 | 令和5年1月31日 | 改善済 |

【南区】

| | | | |
|---|------------------|------------|---|
| 放課後等デイサービス いろは (DOORS TO FREEDOM (同)) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年5月19日 | — |
| モンキーポッド ((株)ココリナ) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年8月2日 | — |
| 放課後等デイサービス レモン② レモン ((有限)ハニーレモン) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年11月17日 | — |
| 放課後等デイサービス わだち ((株)輪達) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年12月6日 | — |

| 施設名(運営主体) | 文書で改善を求める内容 | 指導実施日等 | 改善状況 |
|---------------------------------|------------------|------------|------|
| 放課後等デイサービス きらめき ((株式会社)半左衛門) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年12月7日 | — |
| JOJO+PLUS ((一社)みつより) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年12月21日 | — |

【右京区】

| | | | |
|--------------------------------------|--|------------|-----|
| るびなす ((一社)子ども発達支援会) | 児童指導員等加配加算について 放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している月があった。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 | 令和4年5月17日 | 改善済 |
| 放課後等デイサービスHARUときわ ((株式会社)Billion) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年6月23日 | — |
| なかよし ((有限)京都幼児教室) | 開所時間減算について 運営規程等に定める営業時間が4時間未満の場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た額を算定することとされているが、当該事業所において、適切に減算されていない事例が確認された。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 | 令和4年7月20日 | 改善済 |
| 放課後等デイサービス GIFT ((同)GIFT) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年11月16日 | — |
| このこのアート 太秦 (マコム・プランニング(株式)) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年12月20日 | — |
| 放課後等デイサービスLeo梅津 ((特非)Next Stage) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和5年1月17日 | — |
| あおぞら外大前 ((一社)京都府あおぞら会) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和5年1月18日 | — |
| ばれっと ((特非)夢いろ) | 開所時間減算について 運営規程等に定める営業時間が4時間以上6時間未満の場合は、所定単位数に100分の85を乗じて得た額を算定することとされているが、当該事業所において、適切に減算されていない事例が確認された。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 | 令和5年2月7日 | 改善済 |

| 施設名(運営主体) | 文書で改善を求める内容 | 指導実施日等 | 改善状況 |
|--|------------------|-----------|------|
| 放課後等デイサービス つばめ ((株式会社)swallow's nest) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和5年2月15日 | — |
| こもれび ((一社)ステップアップ) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和5年2月21日 | — |

【西京区】

| | | | |
|---|--|------------|----------------|
| 放課後等デイサービス ビーフレンズ上桂本校 ((株式会社)ビーライフ) | 事業所内相談支援加算(Ⅰ)について 指定放課後デイサービス事業所等において、指定放課後デイサービス事業所等従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 | 令和4年6月29日 | 改善済 |
| ポップコーン2nd ((有限)大翔) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年9月13日 | — |
| ハッピーテラス桂教室 ((株式会社)ラインシステム) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年10月18日 | — |
| 放課後児童デイサービス ビーフレンズ上桂西校 ((株式会社)ビーライフ) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年11月10日 | — |
| 京都ほせんオリーブ館 ぴーすさいん ((福)京都基督教福祉会) | 1児童指導員等加配加算について 指定児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している月があった。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2個別支援計画の作成等について 個別支援計画の見直しが行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うとともに、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 | 令和4年11月15日 | 1 改善済 2 改善済 |

| 施設名(運営主体) | 文書で改善を求める内容 | 指導実施日等 | 改善状況 |
|---|---|------------|---|
| ハッピーハウス Be fine tomorrow ((株式会社)Be Fine) | <p>1送迎加算について 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、その居宅等又は当該障害児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位を加算できるが、実際の送迎回数を上回る回数で当該加算を算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。</p> <p>2労働者名簿について 労働者名簿を作成し、保存すること。</p> <p>3賃金台帳について 賃金台帳を調製すること。また、労働日数、労働時間数等を毎月集計し、賃金支払いの都度、賃金台帳に記入すること。</p> <p>4最低賃金について 職員の賃金は、京都府最低賃金額以上の額で計算し、支給すること。</p> | 令和4年11月29日 | <p>1 改善済</p> <p>2 改善済</p> <p>3 未改善</p> <p>4 未改善</p> |
| 放課後等デイサービス クリーク西京 ((一社)クリーク) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和5年2月9日 | — |
| 放課後等デイサービス さんばち ((一社)38JETs) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和5年3月10日 | — |

【洛西支所】

| | | | |
|----------------------------------|------------------|------------|---|
| 放課後等デイサービスごっこ ((株式会社)アドナース) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年7月5日 | — |
| ポップコーン ((有限)大翔) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年7月12日 | — |
| 放課後等デイサービス くるみ ((株式会社)エーライフ) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年9月21日 | — |
| アドナース京都音楽療法センター ((株式会社)アドナース) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年12月22日 | — |

【伏見区】

| | | | |
|-----------------------|------------------|-----------|---|
| ひ皇き ((同)Officeさかい) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年6月21日 | — |
|-----------------------|------------------|-----------|---|

| 施設名(運営主体) | 文書で改善を求める内容 | 指導実施日等 | 改善状況 |
|---|---|-----------|------|
| Rバンビ菱川 ((株式会社)リヴァイバル・ライン) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年6月30日 | — |
| セカンドハウス ((株式会社)セカンドハウス) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年7月7日 | — |
| アートチャイルドケアSEDスクール 京都竹田 (アートチャイルドケア(株式)) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年8月9日 | — |
| スマイルふしみ ((株式会社)スマイルスマイル) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年8月23日 | — |
| Rバンビ神川 ((株式会社)リヴァイバル・ライン) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年9月7日 | — |
| サポートセンター夢小路 ((有限)バーサス) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年10月6日 | — |
| あさひkids倶楽部 竹田 ((株式会社)グランディール) | 児童指導員等加配加算について 指定放課後デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している月があった。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 | 令和4年11月8日 | 改善済 |
| ぐっどすまいる丹波橋 ((特非)Smile Base) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年12月1日 | — |
| 有限会社ビーオブエス 放課後等 デイサービス ((有限)ビーオブエス) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和5年1月24日 | — |

【醍醐支所】

| | | | |
|--------------------------------|------------------|----------|---|
| P-Bambi(ピーバンビ) ((同)Probono) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年7月7日 | — |
| サポートセンター北醍醐 ((株式会社)LP) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和4年9月8日 | — |
| 放課後デイサービスあした場 ((特非)明日堂) | 文書による指摘事項はありません。 | 令和5年2月2日 | — |